



杉並区文化・芸術発信の場 継続給付金申請要領

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染症対策を講じながら営業を再開・継続している文化・芸術を発信する施設（劇場やホール等）の運営事業者へ、国の「持続化給付金」または「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」に上乗せして給付金を支給します。

[給付金額] 1施設当たり 個人：10万円 法人：20万円

[受付期間] 令和3年4月1日(木)～令和3年7月30日(金) 必着

[提出方法] 郵送

問い合わせ先・提出先

杉並区 区民生活部 文化・交流課 場の給付金担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所西棟 7階
電話 03-3312-9415（直通）
Eメール bunka-b@city.suginami.lg.jp

1 給付額および件数

(1) 給付額

一施設当たり 個人：10万円 法人：20万円

※複数施設を運営している場合は施設数×給付額

(2) 給付件数

100施設（定数に達し次第終了の予定です）

2 対象事業者

杉並区内で「3 対象施設」を運営しており、国の「持続化給付金」または中小法人、個人事業者のための「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下、一時支援金という）の給付を受けた事業者（個人または法人）

3 対象施設

(1) 施設の要件

区内に住所を有し、次の①から⑨まで全ての要件を満たす施設

- ① 文化芸術基本法第8条～第12条※1（ただし、第12条は茶道、華道、書道のみ対象）に挙げられている芸術を、ミュージシャンやパフォーマー、アーティストによる公演や展示等の開催により、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした施設であること。
- ② 上記①の目的で恒常的に運営されており、今後も運営を継続する意思があること。
- ③ 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」等に沿って、3密（密閉・密集・密接）対策や感染症予防対策等を行い、区民が安心して芸術を鑑賞できる環境を整えて運営する施設であること。
- ④ 国、地方公共団体、独立行政法人、その外郭団体等の施設でないこと。
- ⑤ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱別表の排除措置要件に該当する施設でないこと。
- ⑥ 政治活動または宗教活動を目的としていない施設であること。
- ⑦ 公序良俗に反する恐れがある活動を実施していない施設であること。
- ⑧ 納付すべき住民税（区市町村民税及び都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税）に滞納または未申告が無いこと。※2
- ⑨ 風俗営業法上の風俗営業に該当しないこと。

(2) 具体的な対象施設※3

劇場、ライブハウス、ライブバー、音楽ホール、ギャラリー、映画館等

(3) 対象外の施設

①練習や稽古が目的の施設

例：音楽スタジオ、音楽教室、ダンススタジオ、カラオケスタジオ等

②主たる目的が3-(1)-①の規定と異なる施設

例：カフェギャラリー、民芸・工芸店、雑貨店、多目的ホール等

(4) ライブハウス・ライブバーについては、次の①～③まで全ての要件を満たすこと

- ① 主として演奏を聴くことを目的とした場であること。
- ② チケットの有料販売やミュージックチャージ等、音楽を聴くための費用が飲食とは別に発生すること。
- ③ ライブバーやライブレストランの場合は、月の中で定期的にプロによる演奏が行われている場であること。また、観客が歌う、演奏する等、観客参加型の場ではないこと。

※1 文化芸術基本法第8条～第12条（ただし、第12条は茶道、華道、書道のみ対象）に挙げられている芸術等

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション、メディア芸術、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他伝統芸能、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、茶道、華道、書道

※2 必要に応じて証拠書類を提出いただく場合があります。

※3 3-(2)に記載した対象例以外の施設については個別にご相談ください。

4 申請書類の提出

(1) 申請受付期間

令和3年4月1日(木)～令和3年7月30日(金)必着

(2) 申請受付方法

郵送

(3) 申請書類の入手方法

杉並区公式ホームページより入手してください。

QRコード：



URL：<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0303/1064529.html>

(4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、申請書類の返却はいたしません。

※令和2年度に当給付金を受給した方で、申請者及び運営内容等に変更がない場合は、②③④の書類は不要です。

個人の場合	
①	杉並区文化・芸術発信の場継続給付金申請書兼請求書個人用 (第1号様式) ※申請者の印は、朱肉印を使用してください。 ※施設欄が足りない場合は適宜追加してください。
②	持続化給付金の給付通知書、または一時支援金の給付通知書
③	施設の用途を確認するための書類 (以下のいずれか該当する方の書類) (ア) 自己所有物件で運営する施設の場合

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物登記事項証明書（全部事項証明書） （イ）賃貸物件で運営する施設の場合 ・賃貸借契約書（施設の所在地と借主、建物の利用目的がわかるページ） <p>※契約期間が有効かどうかお確かめください。</p>
④	<p>運営内容を確認するための書類（いずれかの書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）個人事業の開業・廃業等届出書の控え （イ）令和2年度所得税の確定申告書 <p>（青色申告決算書1枚目または、所得税の申告書B第一表第二表）</p> <p>※上記書類がない場合は個別にご相談ください。</p>
⑤	<p>営業状況等を確認するための書類</p> <p>施設の概要を示すチラシ、ポスター、図面、内観写真、料金表、スケジュール等〔これまで（令和3年1～3月）の営業状況がわかるもの〕</p>

法人の場合	
①	<p>杉並区文化・芸術発信の場継続給付金申請書兼請求書法人用（第1号様式）</p> <p>※施設欄が足りない場合は適宜追加してください。</p> <p>※申請者の印は、法人代表者印または、法人印と代表者個人印を押印してください。</p>
②	<p>持続化給付金の給付通知書、または一時支援金の給付通知書</p>
③	<p>施設の用途を確認するための書類（以下のいずれか該当する方の書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> （ア）自己所有物件で運営する施設の場合 ・建物登記事項証明書（全部事項証明書） （イ）賃貸物件で運営する施設の場合 ・賃貸借契約書（施設の所在地と借主、建物の利用目的がわかるページ） <p>※契約期間が有効かどうかお確かめください。</p>
④	<p>運営内容を確認するための書類</p> <p>法人定款または法人登記事項証明書（全部事項証明書）</p>
⑤	<p>営業状況等を確認するための書類</p> <p>施設の概要を示すチラシ、ポスター、図面、内観写真、料金表、スケジュール等〔これまで（令和3年1～3月）の営業状況がわかるもの〕</p>

※建物・法人登記事項証明書（全部事項証明書）は、最寄りの法務局または、「登記・供託オンライン申請システム」で申請し、取得できます。

※個人・法人いずれの場合も表中②～⑤の書類については、写しを提出してください。

※個人・法人いずれの場合も表中③～⑤の書類において「申請者が区内で該当施設を運営していることが証明できる情報以外は、黒く塗りつぶす等マスキングして提出してください。特に以下の情報は必ずマスキングしてください。

○開業・廃業等届出書：個人番号

○所得税の確定申告書：個人番号、収入や税額等の情報

○賃貸借契約書：貸主の情報

5 支給の決定・振込み

申請書類に不備がないことが確認された後、「文化・芸術発信の場継続給付金交付決定通知書」をお送りします。

振込み時期は、申請に不備等がない場合、申請を受け付けた日から2～3週間程度を予定しています。

6 申請上の注意

以下のいずれかに該当すると認められるときは、給付金交付額の全部または一部を変更することがあります。

- (1) 申請内容に、偽りその他不正の事実があったとき。
- (2) 施設が要件に該当しなくなったと認められるとき。
- (3) 施設の運営等に不正な行為があると認められるとき。
- (4) その他、給付金の交付決定内容及び付帯条件に反すると認められるとき。

7 その他の注意事項

- (1) 申請された施設に対し、必要に応じて、職員が運営状況確認のために現場調査（モニタリング）を行う場合がありますので、ご協力ください。
- (2) 提出書類は、情報公開請求があった場合に非開示情報を除き公開の対象となります。

Q & A

【応募資格について】	
Q1-1	同じ施設を飲食スペースとして貸し出したり、ギャラリーとして貸し出したりしていますが、給付対象となりますか？
A1-1	恒常的に文化・芸術施設として運営し、広く一般公衆に鑑賞させることを目的とした施設が対象となるため、この場合は対象外となります。
Q1-2	普段ダンス教室として使っているダンススタジオを、年に1回、一般の方たちにもチケットを販売して発表会を実施していますが、給付対象となりますか？
A1-2	「3 対象施設（1）」の用途で主に運営されていることが必要ですので、この場合は対象外となります。
Q1-3	バーやレストランの一角でお客様向けに演奏する場合は給付対象となりますか？
A1-3	プロの演奏家が出演しており、飲食の代金とは別にチケット代やミュージックチャージなど、演奏を聴くための代金の支払いを課していることが条件となります。また、出演者のスケジュールが公にされており、月の中で定期的に演奏が開催されていることが必要です。
Q1-4	2020年の途中から施設の運営を始めました。給付対象となりますか？
A1-4	持続化給付金または一時支援金の給付を受けていれば対象となります。
Q1-5	国籍を問わず申請が可能でしょうか？
A1-5	「2 対象事業者」の条件に該当していれば国籍は問いません。
【給付金の支給について】	
Q2-1	給付金はどのように支給されますか？
A2-1	ご指定いただいた金融機関口座にお振込みします。
【その他】	
Q3-1	一時支援金の給付が受けられる対象なのかわかりません。
A3-1	まずは一時支援金のお問い合わせ・相談窓口へご連絡の上、ご自身が対象となるかご相談ください。 一時支援金事業コールセンター：03-6629-0479 申請サポート会場電話予約窓口：0120-211-240
Q3-2	一時支援金を現在申請中（決定前）ですが申請できますか？
A3-2	給付通知書の写しの提出が必要ですので、決定してからの申請をお願いいたします。申請期限までに一時支援金の給付通知書がお手元に届かない恐れがある場合は別途ご相談ください。